

令和2年5月29日

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可 について

中国経済産業局から、下記の事業者による指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可申請に関する、改正法附則第28条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり中国経済産業局長に意見を回答いたしました。

記

松江ガス供給株式会社	(法人番号 1280001000680)
株式会社両備エネシス	(法人番号 9260001007092)
浅野産業株式会社	(法人番号 8260001000271)
株式会社協同瓦斯	(法人番号 8240001030386)
因の島ガス株式会社	(法人番号 2240001037800)
イワタニ山陽株式会社	(法人番号 1240001000998)
株式会社ナカガワ	(法人番号 5240001007817)
株式会社広島クミアイ燃料	(法人番号 9240001015163)
株式会社シティガス広島	(法人番号 8240001004670)
山田日之出ガス株式会社	(法人番号 3250001009624)
西日本液化ガス株式会社	(法人番号 9250001006112)

(別紙)

官 印 省 略
20200528 中国第 14 号
令和 2 年 5 月 2 9 日

中国経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について (回答)

令和 2 年 5 月 2 8 日付け 20200528 中国第 1 号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。